

広島県告示第四百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年四月十九日

鹿島縣知事 湯嶋英彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
		区域の名称	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	区域の名称	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
地区 大塚川支川 (六一四八)	地区 大塚川支川 (六一四七隣)	地区 大塚川支川 (六一四七)	地区 大塚川支川 (六一四五隣)	地区 大塚川支川 (六一四五)	地区 大塚川支川 (九七八〇)地
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
地区 大塚川支川 (六一四七隣)	地区 大塚川支川 (六一四七)	地区 大塚川支川 (六一四五隣)	地区 大塚川支川 (六一四五隣)	地区 大塚川支川 (六一四五)	地区 大塚川支川 (九七八〇)地
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

